

平成25年度文部科学省調達改善計画の自己評価結果
(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年6月20日
文部科学省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の進捗状況		
(ア)教育、研究開発等の委託契約の見直し 教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標等の主要な事業に含まれる委託契約について、引き続き外部有識者を含む審査委員会による事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。		年度当初に、文部科学省の施策目標毎に重要性や予算規模を踏まえ抽出した主要な事業に含まれる委託契約を調達改善計画の対象として選定し、当該契約を所管する各局課において、それぞれ外部有識者で構成する審査委員会を設置し、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の観点から事前審査を実施した。 【実施件数】73件 一般競争(総合評価) 19件 随意契約(企画競争) 54件	外部有識者で構成する審査委員会による事前審査を行った結果、いずれの委託契約においても指摘事項等がなく、仕様内容が適正であること、公告・公募期間が確保されていること等が確認されたことにより、委託契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。	○	-	引き続き実施。
(イ)庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し 汎用的な物品・役務の平成23年度の契約実績は、 高額契約 284件 55億円 少額随契 17,834件 20億円 合計 18,118件 75億円 である。これらの汎用的な物品・役務の調達について、定量的な目標を以下のとおり定めるとともに、新たに調達サポートデスクを設置して調達事務の効率化を図ることにより、調達改善の取組をより一層推進するものとする。 【数値目標】 ・新規に競り下げを実施する品目等の経費について、対前年度比1割程度の削減を目指す。 ・競り下げの実施について、対象を5類型から9類型に拡大するとともに、目標件数、金額を以下のとおりとする。 目標件数 30件 目標金額 おおよそ2千5百万円から3千3百万円 ・共同調達の実施について、対象を10類型から14類型に拡大するとともに、実施の目標金額を総額でおおよそ3億円とする。		競り下げについては、9類型を対象に、24件・契約金額68百万円の調達を実施した。 共同調達については、14類型の品目を対象に、金融庁及び会計検査院と総額約3億円の調達を実施した。 また、調達改善の取組をより一層推進するため、大臣官房会計課に調達サポートデスクを設置し、仕様策定相談等に対応した。	新規に競り下げを実施した品目(3件)の対前年度比の削減率は1.0%であったが、競り下げ全体では開始価格28,541千円(合計)から最終価格24,914千円(合計)となり、3,626千円(12.7%)の削減効果を得るとともに、対象類型及び金額について目標を達成した。 共同調達については、他機関との緊密な連携・協力により、対象類型及び金額ともに目標を達成した(対前年度比12,707千円の削減効果)。 また、調達サポートデスクの設置により、調達事務の効率化が図られた。	○	新規に競り下げを実施した品目の対前年度比の削減率は1.0%であったが、これらの品目は従前から共同調達を実施してきており、既に価格が下げ止まっていたものと考えられる。 また、競り下げの件数が目標を下回った要因は、印刷の競り下げの実施において、下半期に市場の再生紙の流通が品薄になる事態が生じたため、2者以上の参加が見込めない案件については競り下げの実施を見送らざるを得なかったことによるものである。	引き続き実施。 なお、競り下げの実施に当たっては削減効果を検証しつつ取組むものとする。 また、一部の共同調達については類型の統合を行い、スケールメリットによる更なるコスト削減を目指す。
①事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど) 年2回実施予定 [2～3百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	8月及び2月に計2回の競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格の合計2,884千円から最終価格の合計は2,259千円となり、624千円(21.6%)の削減効果があった。	○	中央合同庁舎第7号館で共同調達を実施する計画であったが、他の入居官署において調達需要がなかったことから文部科学省単独での競り下げによる調達となった。	引き続き実施。
②事務用機器(強カバンチ、テブラ、電動消しゴムなど) 年2回実施予定 [2～3百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	8月及び2月に計2回の競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格の合計2,187千円から最終価格の合計は1,562千円となり、624千円(28.5%)の削減効果があった。	○	中央合同庁舎第7号館で共同調達を実施する計画であったが、他の入居官署において調達需要がなかったことから文部科学省単独での競り下げによる調達となった。	引き続き実施。
③OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど) 年2回実施予定 [2～3百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	8月及び2月に計2回の競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格の合計3,289千円から最終価格の合計は3,129千円となり、160千円(4.8%)の削減効果があった。	○	中央合同庁舎第7号館で共同調達を実施する計画であったが、上半期においては金融庁のみ、下半期においては文部科学省のみの調達需要となったことから、それぞれ単独での競り下げによる調達となった。	引き続き実施。
④家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど) 年2回実施予定 [1～1.5百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	8月及び2月に計2回の競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格の合計1,204千円から最終価格の合計は1,149千円となり、54千円(4.5%)の削減効果があった。	○	中央合同庁舎第7号館で共同調達を実施する計画であったが、他の入居官署において調達需要がなかったことから文部科学省単独での競り下げによる調達となった。	引き続き実施。
⑤OA機器用消耗品(CD-Rなど11品目) [3～4百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	平成25年3月に競り下げによる共同調達(金融庁及び会計検査院)を実施。	競り下げ開始価格2,693千円から最終価格は2,668千円となり、25千円(0.9%)の削減効果があった。	○	-	引き続き実施。
⑥トナー(ゼロックス)(トナーカートリッジなど18品目) [6～7百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	平成25年3月に競り下げによる共同調達(会計検査院)を実施。	競り下げ開始価格6,685千円から最終価格は6,131千円となり、553千円(8.2%)の削減効果があった。	○	-	引き続き実施。
⑦トナー(キヤノン)(インクカートリッジなど24品目) [4～5百万円] 【競り下げ・共同調達】	○	平成25年3月に競り下げによる共同調達(金融庁)を実施。	競り下げ開始価格4,556千円から最終価格は4,533千円となり、23千円(0.5%)の削減効果があった。	○	-	引き続き実施。
⑧梱包発送 年7回実施予定 [2～3百万円] 【競り下げ】	○	計6回の競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格の合計16,033千円から最終価格の合計は12,826千円となり、3,206千円(20%)の削減効果があった。	○	-	引き続き実施。
⑨印刷物 年12回実施予定 [3～4百万円] 【競り下げ】		計8回の競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格32,341千円から最終価格は25,638千円となり、6,702千円(20.7%)の削減効果があった。	○	-	引き続き実施。
⑩事務用消耗品(フラットファイルなど26品目) [46～47百万円] 【共同調達】		平成25年3月に金融庁、会計検査院との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度と同額であった。	○	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、削減効果がなかったものと考えられる。	平成26年度においては他類型(清掃用消耗品等)と統合のうえ共同調達を実施することで、スケールメリットによる更なるコスト削減を図る。
⑪清掃用消耗品(ゴミ袋など11品目) [1～2百万円] 【共同調達】		平成25年3月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	○	前年度とほぼ同額となった要因は、昨今の円安による原油価格等の高騰によるものと考えられる。	平成26年度においては他類型(事務用消耗品等)と統合のうえ共同調達を実施することで、スケールメリットによる更なるコスト削減を図る。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の進捗状況		
⑫コピー用紙(A3など4品目) [82～83百万円] 【共同調達】		平成25年3月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し12,646千円(15.2%)の削減効果があった。	○	—	引き続き実施。
⑬ガソリン(バイオガソリンなど2品目) [14～15百万円] 【共同調達】		平成25年3月及び9月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	○	前年度とほぼ同額となった要因は、昨今の円安による原油価格等の高騰によるものと考えられる。	引き続き実施。
⑭配送 [12～13百万円] 【共同調達】		4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同種の配送について比較したところ、前年度に対し35千円(0.3%)の削減効果があった。	○	—	引き続き実施。
⑮速記 [50～51百万円] 【共同調達】		4月に金融庁等との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同等仕様の速記について比較したところ、前年度と同額であった。	○	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため、価格が下げ止まり、削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。
⑯トナー(リコー)(IPSIトナーなど75品目) [64～65百万円] 【共同調達】		4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施。	平成24年度及び平成25年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し26千円(0.04%)の削減効果があった。	○	—	平成26年度においては他類型(事務用消耗品等)と統合のうえ共同調達を実施することで、スケールメリットによる更なるコスト削減を図る。
(ウ)随意契約、一者応札・応募の見直し ①随意契約の見直し 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。検証は、内部監査において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。 上記個別案件毎のリストを作成し、四半期毎に結果を公表するものとする。		競争性のない随意契約については、内部監査組織において、真にやむを得ないものかどうか事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行った。 また、第3四半期までの競争性のない随意契約の個別案件毎のリストを作成し公表した。 なお、平成25年度第4四半期分の競争性のない随意契約については、平成26年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を行ったうえで、個別案件毎にリストにして公表する予定。	競争性のない随意契約については、内部監査組織による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うことにより、真にやむを得ないものに限定された(うち4件については平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定となった)。 また、個別案件毎に競争性のない随意契約を行った理由等を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。	○	競争性のない随意契約については、これまで内部監査組織による事前検証等を行ってきたところ、今後も真にやむを得ないものに限定されるよう、引き続きその見直しに努める必要がある。	引き続き実施。 なお、競争性のない随意契約を行う案件については、「公共調達の適正化」(平成18年8月25日財務大臣通知)等を踏まえ、引き続きその見直しに努める。
②一者応札・応募の改善 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、内部監査において事前検証を行うとともに、調達担当局課において実施した点検・見直しの結果について、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。 上記個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。		公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方策を策定するとともに、当該改善方策に基づいて調達手続きがなされているか内部監査組織において事前検証を行った。 また、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行うとともに、四半期毎にその検証結果について公表した。 なお、平成25年度第4四半期分の一者応札・応募案件については平成26年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を行ったうえで、検証結果を公表する予定。	公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、内部監査組織による事前検証を行うことにより、改善方策に基づいた適切な調達手続きがとられるよう徹底された(うち1件は平成25年度調達において一者応札が改善され、複数者応札となった)。 また、外部有識者で構成する契約監視委員会等による事後検証を行うとともに、四半期毎にその検証結果を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。	○	一者応札・応募となった案件については、公告期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化を図るなどの改善を実施したが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。	引き続き実施。 なお、一者応札・応募となった案件については、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。
(エ)その他の取組 ①ネットオークションの活用 ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。		年間を通じて売り払い可能な不要物品がなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
②水道料金支払いの効率化 一部の出先施設の水道料金の支払いにクレジットカードを引き続き活用する。		文部科学省白山資料保管所の水道料金について、引き続き、クレジットカードによる支払いを実施。	水道料金の支払事務の効率化が図られた。	○	—	引き続き実施。
③出張旅費の効率化 ・文部科学本省、文化庁において従来から行っている旅費業務の民間委託を引き続き実施する。 ・割引制度や出張パック商品等の活用を更に推進するため、委託業者のパック商品の提案範囲拡充を図るとともに、上半期に旅行実績をもとに調査分析を行い具体的な改善計画を策定し、下半期以降これを実行していく。	○	旅費業務について、引き続き、一般競争契約により民間委託を実施するとともに、委託業者のパック商品等の提案範囲の拡充を図ることにより、割引制度や出張パック商品等の活用を推進した。 また、平成25年度上半期の旅行実績をもとに調査分析を行うとともに、省内各局課との意見交換を踏まえ、出張旅費効率化等に関する改善計画を策定し、これを実行していくこととした。	文部科学本省において、宿泊を伴いつつ航空機を利用した旅行でバック商品や割引制度の利用率(バック商品や割引航空券の設定がなく利用できないものを除く)が、73.05%となった(行政効率化関係省庁連絡会議で指摘されていた目標値は70%以上)。 また、委託業者を通じたチケット手配率(委託業者がチケットを手配した件数/総出張件数)が前年度比1.1ポイント向上した。	○	—	引き続き実施。
④総合評価落札方式 評価基準、配分方法等の客観性及び妥当性の検証を引き続き行う。		内部監査において評価基準、配分方法等の客観性及び妥当性について事前監査を実施した。	総合評価落札方式における評価の客観性及び妥当性の確保が図られた。	○	—	引き続き実施。 なお、評価基準、配分方法等の客観性及び妥当性の検証については、実地監査及び外部有識者で構成する契約監視委員会を活用するなど、事後検証の充実を図る。
⑤国庫債務負担行為の活用 国庫債務負担行為による複数年契約は、民間の創始工夫の成果を効果的に取り組むことも期待できることから、「国庫債務負担行為の活用に関する手引き」(H24.3.1内閣府公共サービス改革担当事務局)に基づき、引き続き活用を図る		「本省情報基盤システム」及び「複合機賃借」の調達契約について、国庫債務負担行為による複数年契約を締結した。 また、平成26年度概算要求で電子計算機等借入れ等3件、620,978千円を国庫債務負担行為として要求した。	国庫債務負担行為を活用して、複数年契約をすることにより、調達事務の効率化が図られた。 また、平成26年度予算において、電子計算機等借入れ等3件、602,475千円が国庫債務負担行為として措置された。	○	—	複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用を努める。
⑥調達情報の提供 ・競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報を引き続きホームページで公表する。		平成25年度前期及び後期の調達予定情報について、それぞれ3月及び8月にホームページで公表した。 また、財務大臣通知に基づき、契約案件毎に契約情報の公表を行った。	新規参入希望者へのサービスの向上及び契約の透明性の確保等が図られた。	○	—	引き続き実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の進捗状況		
(オ)調達改善計画の推進体制 1)推進体制の整備 適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)が本計画を決定し、取組の総括を行う。 また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)が行う。		行政事業レビュー推進チームが本計画を決定し、取組の総括を行った。 また、調達改善ワーキングチームが本計画の実務を推進した。	行政事業レビュー推進チーム及び調達改善ワーキングチームが本計画の取組を推進することにより、適切なガバナンスが発揮された。	○	-	引き続き実施。
2)外部有識者の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会(弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名)又は物品・役務等契約監視委員会(弁護士1名、公認会計士1名、大学教授3名)(本計画において「契約監視委員会等」という。)が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。 また、本計画の策定、自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。		随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、外部有識者からなる契約監視委員会等を四半期毎に会合を開催し、事後検証を行った。 また、本計画の策定、自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員から意見を聴取した。 なお、第4四半期分の随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、平成26年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を実施する。	外部有識者の活用により、客観性の向上及び透明性の確保が図られた。	○	-	引き続き実施。
3)内部監査の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、内部監査において事前検証を行う。		随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等については、内部監査組織において事前検証を行った。	随意契約については、内部監査組織による事前検証(書面監査)により、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない案件に限定された。 また、一者応札等についても同様の事前検証により、昨年度からの改善方策の徹底や仕様書の記載内容の明確化が図られた。	○	一者応札・応募となった案件については、公告期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化を図るなどの改善を実施したが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。	引き続き実施。 なお、一者応札・応募となった案件については、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。
(カ)進捗把握及び自己評価の実施 1)実施時期等 ワーキングチームは、調達担当局課からの報告を受けて、半期毎(上半期:4月～9月、下半期:10月～3月)に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。 また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後(2)に定めるところにより行う。 2)自己評価の方法 ①ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度7月末までにそれぞれの期間における取組実績(目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果)について取りまとめる。 ②ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。 ③チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。 なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。 3)自己評価結果の公表 本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。		ワーキングチームが取組実績を取りまとめ自己評価案を作成しチームに報告した後、チームは調達の改善状況を確認し、自己評価を決定した。 自己評価については当省ホームページで公表を行った。	適切な進捗管理及び自己評価を実施し、調達改善の取組が推進された。	○	-	引き続き実施。
(キ)人事評価への反映及び人材育成 業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業務目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。 また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修の更なる充実を図る。		コスト意識や業務改善に留意した目標を設定した場合には、人事評価に適切に反映されるよう各部署に対して周知した。 また、平成25年5月から6月にかけて、省内若手職員を対象とした会計事務研修(調達制度及び手続等を含む。)を実施した。	予算執行を担う職員の重要性を認識し、効率化やコストを意識して業務に取り組むことへの理解が図られた。	○	-	引き続き実施。
(ク)その他 1)取組状況等の公表 本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。		平成25年度調達改善計画及びその取組状況等を当省ホームページで公表した。	調達改善計画等を公表することにより、取組内容の透明性が図られた。	○	-	引き続き実施。
2)計画の見直し 本計画については、指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。		平成25年度は期中において計画の見直しの必要はなかったため、見直しは行っていない。	不断の見直しを実施することによって、本計画がより適切なものとなる。	-	-	-
3)その他 本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。		平成25年度は期中において別に定める事項が生じなかったため実施していない。	必要な事項を定めることによって、本計画がより適切なものとなる。	-	-	-